

平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査業務プロポーザル実施要領

1. 目的

平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査業務（以下「本業務」という。）を実施するために、本業務に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の内容

- (1) 事業名：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査業務
- (2) 内容：東日本大震災を踏まえ、沖縄県内での大規模な地震・津波発生に伴う被害想定調査の見直しを実施し、地域の危険性を総合的、科学的に把握するとともに、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るための基礎資料を作成する。
- (3) 委託期間：契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日
- (4) 調査対象：沖縄県全域
- (5) 委託金額：26,100,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の要件が全て備わっている者とする。

- (1) 沖縄県の「コンサルタント等登録業者名簿（平成 25 年 4 月 1 日現在）」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店若しくは営業所を有する法人であること。
- (4) ISO9001 を取得していること。
- (5) 個人情報に関するプライバシーマーク（JISQ15001）を有していること。
- (6) 過去に同種業務又は類似業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。なお、本業務の同種業務、類似業務とは、下記に示す業務を指す。
 - ① 同種業務：地震動予測、地震（又は津波）被害想定調査業務
 - ② 類似業務：地域防災計画作成業務、ハザードマップ作成業務、防災に関する業務
- (7) 本業務の配置予定技術者は、以下の要件を満たすこと。
 - ① 管理技術者には、同種業務又は類似業務の実績を持ち、技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理・建設・応用理学部門のいずれか）を保有する社員を配置すること。
 - ② 担当技術者は、地震動予測や被害予測手法及び実施に精通した者、並びに地震防災対策及び関連する法令等に精通した者を配置すること。

4. 審査及び事業者選定

(1) 審査について

沖縄県知事公室が設置する審査委員会において、概ね次の項目について評価を行い、最も優れた内容の企画提案を行った業者を選定する。

- ① 事業目的に関する基本的な考え方
 - ア. 事業目的の理解度
 - イ. 提案内容の的確性、具体性、実施可能性

- ② 各業務項目について
 - ア. 各業務項目の工程計画の妥当性、実施可能性
 - イ. 各業務手法の具体性、的確性

- ③ 業務の実施体制について
 - ア. 業務遂行体制、配置技術者の専門性等
 - イ. 同種又は類似業務の経験

(2) 結果の通知について

審査の結果は全ての参加事業者に文書で通知する。なお、審査結果についてはいかなる問合せにも応じない。

(3) 契約の締結

委託契約期間は、契約日から委託期間までとし、最も適した優秀提案者として選定された事業者と交渉を行い、契約を締結する。契約交渉が不調の場合は、審査結果に基づく上位順位の事業者から契約締結の交渉を行い、契約を締結する。

5. 参加手続及び提出書類

(1) 参加表明書の提出

① 提出書類

- ア. 参加表明書 1部
別紙【様式1】に記入し、社印及び代表者印を捺印すること。
- イ. 会社概要 1部
任意の様式とするが、会社案内のパンフレット等でもよい。
- ウ. 品質管理体制及び個人情報管理等の資格等証明
3の(4)及び(5)に示す資格等の取得証明書の写しとする。
- エ. 過去の同種業務、類似業務の実績
別紙【様式1-1】に記入すること。
- オ. 配置予定技術者調書
別紙【様式1-2】に記入すること。

② 提出期限

平成25年5月17日(金)午後3時00分まで持参又は郵送により提出すること。但し、郵送の場合は提出期限内に到着するよう送付すること。

③ 提出場所

沖縄県知事公室防災危機管理課(防災危機管理班)〔県庁5階〕

郵便番号：〒900-8570

住所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話：098-866-2143

(2) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

別添の「特記仕様書」を踏まえた上で、概ね次の点に留意して記載する。

- ア. 業務の実施方針、業務の流れをわかりやすく示す。

- イ. 作業計画（スケジュール）を具体的に示す。
- ウ. 各業務項目の実施方法等を具体的に示す。
- エ. 配置予定技術者の担当業務、配置理由等を具体的に示す。

② 提出書類

ア. 企画提案書等

A 4判の別紙【様式2】を使用する。なお、様式2-9及び2-10は配置予定技術者の人数分を作成する。

【様式2-1】業務実施体制

【様式2-2】業務実施方針

【様式2-3】業務フロー

【様式2-4】作業計画

【様式2-5】業務の実施方法・留意点（1）「対象とする地震」

【様式2-6】業務の実施方法・留意点（2）「調査検討内容及び手法」

【様式2-7】業務の実施方法・留意点（3）「必要なデータの入手方法」

【様式2-8】業務の実施方法・留意点（4）「その他」

【様式2-9】配置予定技術者の経歴等

【様式2-10】配置予定技術者の同種又は類似業務等の実績

イ. 見積書（本業務委託費用）

本業務の委託費用について見積書を作成すること。

③ 提出方法

各書類7部ずつ提出する。なお、提出された全ての書類は返却をしない。

④ 提出先

（1）の③と同じ

⑤ 提出期限

平成25年6月3日（月）午後5時00分までに、持参又は郵送により提出すること。但し、郵送の場合は提出期限内に到着するよう送付すること。

6. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、電子申請により質疑を行うこととするが、提出期限後の質問や電話による質問などについては受付けないものとする。

（1）提出方法

質疑がある場合は、電子申請のみ受付する。

（2）提出期限

平成25年5月30日（木）午後3時00分受信分まで

（3）回答方法

全ての参加事業者に対し、電子メールにより回答する。また、防災危機管理課ホームページに質問と回答を掲載する。

（4）回答期限

平成25年5月31日（金）午後3時00分（予定）

7. 選定スケジュール (予定)

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 平成 25 年 5 月 1 7 日 (金) | 参加表明書の提出期限 |
| 平成 25 年 5 月 3 0 日 (木) | 質問の提出期限 |
| 平成 25 年 5 月 3 1 日 (金) | 当県からの回答期限 |
| 平成 25 年 6 月 3 日 (月) | 企画提案書等の提出期限 |
| 平成 25 年 6 月 1 3 日 (木) | 優秀提案者の選定、結果通知書の発送 |
| 平成 25 年 6 月 1 4 日 (金) 以後 | 契約締結の手続き |

8. その他

- (1) 本プロポーザルに要する事業者の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提出後に内容の追加や変更をすることは認めない。
- (3) 提出書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、その他不正行為をした事業者は失格とする。
- (5) 事業者は、プロポーザル参加により知り得た情報を、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (6) 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じない。
- (7) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※契約保証金について(抜粋)

第101条地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9. 問合せ・連絡先

担 当 課： 知事公室防災危機管理課防災危機管理班（担当：上原・照屋）

電 話： 098-866-2143

F A X： 098-866-3204